

# 柏市社会参加支援事業業務委託 に関するプロポーザル方式募集要領

## 1 当該委託等の目的、概要

### (1) 目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号及び第3号に規定する事業を実施するため、ラコルタ柏（総合福祉センター）を主な拠点として、地域住民の生活課題の解決に資する市民や各種団体の活動の支援及び社会参加の促進を図る事業を進めることを目的とするもの。

事業運営者は、このことに関して、最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績等を兼ね備えている必要があるため、これらを見極めるため公募型プロポーザル方式により選定する。

### (2) 業務概要

本事業においては、次の業務を実施する。

ア 参加支援事業

イ 居場所づくり事業

上記業務内容の詳細は、別紙「柏市社会参加支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおりとする。

なお、契約締結時の仕様書は、特定した受託候補者の企画提案書の内容を踏まえ、業務内容を調整することがある。

### (3) 予定契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 予定金額（上限金額）

14,740,410円（消費税及び地方消費税を含む）

ア 参加支援事業 6,054,400円

イ 居場所づくり事業 8,686,010円

※各事業の限度額は上記のとおりである。また、経費の積算内訳を明確にすること。

※本業務の委託は、令和8年度当初予算の議案議決が得られない場合、契約手続を中止する。その場合に損害賠償を求めないものとする。

## 2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていてこと、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

(4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

(5) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月

以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

(6) 以下の労働条件を順守すること

ア 社会保険に加入すること。（加入の義務がない場合を除く。）

イ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）を遵守すること。

(7) 令和2年度以降、社会参加事業等に類似する事業を官公庁等から受注した実績があること。

### 3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年 1月 5日 (月)
参加意思表明書受付締切	令和8年 1月 15日 (木)
参加資格要件確認結果通知	令和8年 1月 21日 (水)
質疑書の受付開始	令和8年 1月 21日 (水)
質疑書の締切	令和8年 1月 27日 (火)
質疑書に対する回答	令和8年 2月 3日 (火)
辞退届の提出締切	令和8年 2月 10日 (火)
提案書等の提出締切	令和8年 2月 17日 (火)
書類審査及びプレゼンテーション	令和8年 2月 24日 (火) 2月 25日 (水)
プロポーザル方式結果通知	令和8年 3月 4日 (水)
契約日（予定）	令和8年 4月 1日 (水)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

### 4 参加意思表明について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和8年1月5日（月）から令和8年1月15日（木）午後5時まで

※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

令和8年1月15日（木）午後5時までに必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）1部

イ 最低賃金法適用報告書（様式2）1部

ウ 暴力団排除に係る誓約書（様式3）1部

エ 法人の事業概要が分かる会社案内の資料 7部

オ 主たる事業所の所在地に係る都道府県税及び市町村税の納税証明書（未納でないことを証明するもの。3か月以内に発行されたもの。写しで可）1部

カ 2参加資格(7)がわかるもの（受託年度、業務名、発注者及び業務概要を記載）1部

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

福祉部福祉政策課（柏市役所別館2階）

イ 郵送の場合

以下に郵送すること

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号  
柏市福祉部福祉政策課（事務局）宛て

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格の確認及び結果の通知

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格要件の確認を行い、令和8年1月21日（水）までに参加決定の確認結果について、参加意思表明書（様式1号）に記載されたメールアドレス宛に連絡を行う。

## 5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式4）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【柏市社会参加支援事業業務委託に関する質問】とすること

ウ 送付先：fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7167-1131）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受けない

(2) 質疑期間

令和8年1月21日（水）午前9時から令和8年1月27日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年2月3日（火）午後5時までに市ホームページに掲載する

## 6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、以下のとおり行うこと。

(1) 提出書類

辞退届（様式5）

(2) 期限

令和8年2月10日（火）正午までに必着

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

福祉部福祉政策課（柏市役所別館2階）

イ 郵送の場合

以下に郵送すること

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市福祉部福祉政策課（事務局）宛て

## 7 提案書の作成と提出

(1) 提出期限

令和8年2月17日（火）正午までに必着

(2) 提出書類

ア 構成は、表紙、提案内容（本文）、裏表紙とすること。

イ 表紙には、①宛名「柏市福祉部福祉政策課」、②タイトル「柏市社会参加支援事業業務委託提案書」と記載し、③事業者名を記載すること。

ウ 文字フォントのサイズは11ポイント以上とすること。

エ 仕様は、A4版縦・横書き・左綴じとし、両面印刷、再生紙使用ともに可。文字、

図表等は白黒・カラーを問わない。図表等についてはA3版の折り込みも可とするが、この場合、A4版2ページとしてカウントすること。また、通しのページ番号もつけ、20ページ以内とすること。

オ 提案においては、本業務の目的を踏まえ、図表等を適宜使用する等、具体的で明確な提案書にすること。このほか、「10 審査基準」を参考に記載すること。

カ 法人の事業概要が分かる会社案内の資料を添付すること。

キ 見積書は、「1 当該委託等の目的、概要(4)」に示す事業ごとに提示し、押印をした正式なものとすること。

(3) 部数

8部（正本1部 副本7部）

(4) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

福祉部福祉政策課（柏市役所別館2階）

イ 郵送の場合

以下に郵送すること

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市福祉部福祉政策課（事務局）宛て

## 8 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと。

(1) 部数

見積書及び内訳書 各7部（正本1部 副本6部）

(2) 上限金額

本要領1（4）に記載の 予定金額（上限金額）を越えないこと。

(3) 内訳書について

以下の項目（を含むもの）とする。

ア 見積額（税抜き）

イ 消費税額

ウ 総額

エ 人件費、諸経費等の積算内訳

(4) 提出方法

提案書と合わせて期限までに提出を行うこと。

## 9 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年2月24日（火）、25日（水）

日程等の詳細については、参加資格者に別途通知する。

(2) 場所

柏市教育福祉会館2階福祉会議室

(3) 実施時間

40分間程度（準備時間を除く）を予定。

※事業者プレゼンテーション（20分程度）

質疑応答（20分程度）

※応募事業者数により変更する可能性あり。

(4) 出席人数

- ア 責任者（担当者）を含め3名以内とする。
  - イ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書のみとする。
  - ウ 発表者は事業受託後に（2）の場所にて本事業の運営に携わる者とする。
- (5) 貸出物品  
机・椅子とする。なお、プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは発注者で用意するため、必要な場合は事前に申し出ること。その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

## 1.0 審査基準

審査にあたっては、提出書類を基に、別紙1に基づき採点を行う。

## 1.1 審査方法及び選定方法

- (1) 審査方法  
最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市社会参加支援事業業務委託）（以下「選定委員会」という。）における、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査するものとする。
- (2) 選定方法  
選定委員会の委員による採点により、最高合計点数を獲得した提案者を選定する。  
ア 最高合計点数の提案者が複数いた場合については、委員長の点数が高い提案者を選定する。その際、同点だった場合については、選定委員会の協議により、提案者を選定する。  
イ 事業者決定までの間に参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高合計点数の提案者を受託候補者として選定する。  
ウ 応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、各選定委員が採点する合計点（一人100点満点）を合算し、採点合計額が60%以上の評価を獲得した提案者を選定する。

## 1.2 審査結果通知及び公表

審査結果は、令和8年3月4日（水）までに柏市ホームページへ掲載し、各提案者へ書面にて通知する。

## 1.3 契約手続

最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案者と見積り合わせの上、契約を締結する。契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、随意契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。また、最優秀提案者と契約を締結できない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

## 1.4 失格事項

- 次の各号に該当する場合は、プロポーザルを無効とする。
- (1) 参加資格条件に適合しないもの。
  - (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
  - (3) その他選定委員会が不適切と認めたもの。

## 1 5 その他

- (1) 提出された書類は、返却はできない。
- (2) 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、認めない。
- (3) 提案に要した費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提案にあたり、結果通知がなされるまでの間、今回の提案に関する情報を知りうる者との接触等不適正と疑われる行為を取らないこと。また、質問書を提出できる者は、参加資格を有する者のみに限る。
- (5) 提出期限内に企画提案書の提出が無かった場合やプレゼンテーションを欠席した場合は、選考対象外となる。
- (6) 当プロポーザルを辞退しても、今後の入札等において不利な扱いをしない。
- (7) 提出された書類は当該事業のプロポーザルにのみ使用する。
- (8) 提出書類は開示請求があった際、開示する場合がある。

## 1 6 事務局

担当部署及び連絡先

柏市福祉部福祉政策課 担当：中間・泉田

電話番号：04-7167-1131

Eメールアドレス：fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp

令和8年度柏市社会参加支援事業業務委託に関する  
プロポーザルに係る提案書評価基準

	評価項目	評価の視点	評点	係数	配点
<b>業務実績</b>	<b>実績</b>	過去に官公庁が発注した重層的支援体制整備事業における参加支援事業、地域づくり事業など地域づくり分野を含んだいざれかの業務の受注実績があるか	5	1	5
<b>遂行能力</b>	<b>業務体制</b>	本業務を行う適当な人員が確保され、十分な業務体制が確保されていること	5	1	5
	<b>姿勢・意欲</b>	本業務に対する取組意欲があり、本市に対する情熱が感じられること	5	1	5
<b>提案内容</b>	<b>国及び本市における重層的支援体制整備事業の理解</b>	国及び本市における重層的支援体制整備事業を十分に理解し、本事業が的確かつ具体的な提案となっていること	5	1	5
	<b>関係機関との連携体制</b>	本市における包括的相談支援事業等の関係機関との連携について、具体的な内容となっていること	5	2	10
	<b>支援対象者のアセスメント方法</b>	支援対象者のアセスメントを行うための手段が具体的な提案となっているか	5	1	5
	<b>支援対象者へのコーディネート</b>	既存の制度では支援が難しい支援対象者に対して、新たな社会資源の開拓を含めたコーディネートが適切に行えるような手法が示されていること	5	3	15
	<b>地域住民との協働・関わり</b>	多様化する福祉課題（地域課題）を福祉領域だけでなく、地域活動や地域住民でコーディネートし、解決できる手段が提案されていること	5	3	15
	<b>イベント開催</b>	イベント開催は幅広い世代が参加できるような多様な企画であり、適切な回数行われること	5	2	10
	<b>居場所づくり</b>	指定する日に限らず、属性を問わない居場所となり、かつ、支援対象者の参加支援につながるような配慮ある環境づくり、交流の場づくりが行われること	5	2	10

	上記以外の提案	独自の提案があり、また、有益な内容となっていること	5	1	5
価格	見積価格	提案内容や業務体制に対し、妥当な見積価格となっていること	5	2	10
	評定点合計				100

【評点表】

評点	1	2	3	4	5
評価	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている

※見積価格では相対評価として以下のとおり

評点	1	2	3	4	5
価格	最も高い		中間		最も安い